

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持における法の支配の促進と強化」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年1月19日に開催された、安全保障理事会の第6705回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、法の支配の普遍的な固守の必要性と法の支配の履行の必要性を認識し、また平和的共存と武力紛争の防止にとって絶對的に必要な要素として正義と法の支配を促進することにそれが付与する決定的な重要性を強調する。

安全保障理事会は、共通の課題に対処する国家間の協力にとって不可欠であり、従って、国際の平和および安全の維持に貢献している、国際法並びに国際連合憲章および法の支配と国際法に基づく国際的な秩序に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、紛争の平和的解決に対する責務を引き受けまた積極的に支援し、そして加盟国が国際連合憲章第VI章に定められた平和的手段によりその紛争を解決するという安保理の呼びかけをくり返し表明する。安全保障理事会は、国家間の紛争に裁定を下す、国際連合の主要な司法機関である、国際司法裁判所の主要な役割およびその活動の意義を強調する。この目的のために、安保理は、まだその規程に従って裁判所の管轄権を受諾していない国家に対し、受諾することを考慮することを求める。

安全保障理事会は、武力紛争を原因とする惨状と苦しみについて安保理の懸念をくり返し表明した、紛争を予防する必要性、紛争がすでに発生してしまった場合には、平和と安全を回復する必要性を強調する。安保理は、政治的意思および国の政府と国際社会の双方の協力した取組は、紛争を予防した法の支配の回復と尊重における成功を達成するために決定的であることを、認識する。

安全保障理事会は、女性および子ども並びに他の脆弱な集団および避難民を含む、紛争により影響を受けた社会における最も脆弱な者の状況についての安保理の懸念をくり返し表明する。安保理は、紛争の状況における性的およびジェンダーに基づく暴力について特別の懸念を表明したこれに関連して決議1325(2000)並びに他の関連諸決議を想起する。

安全保障理事会は、持続可能な平和が、政治の、安全保障、開発、ジェンダーの平等を含む人権および法の支配の間の一貫性並びに司法的活動に基づく統合された対処方法を要求していることを再確認する。これに関連して安保理は、紛争予防、平和維持、紛争解決および平和構築の主要な要素の一つとして法の支配の重要性を強調する。

安全保障理事会は、市民の必要性にアクセス可能でありまた対応できそして社会の団結と経済的繁栄を促進する司法並びに治安制度を強化しつつ、法の支配援助活動における国の主体的取組の重要性を認識する。これに関連して安保理は、法の支配援助活動における国の主体的取組を確保するのを助けまた

紛争の影響を受けた国々への支援の質を向上させるためにそれらの国々により講じられた活動に留意する。

安全保障理事会は、司法および治安制度、特に警察、検察、司法並びに矯正部門における能力構築を目的とした強化された取組の必要性を強調する。これに関連して、安保理は紛争の影響を受けた国々が、司法および治安制度の能力を効果的に構築するために、とりわけ開発途上国から、幅広い関連専門知識にアクセスできることを確保するための拡大した取組の必要性に留意する。

安全保障理事会は、現行の職務権限内での法の支配部会と法の支配調整および資源グループの取組を歓迎した紛争の影響を受けた社会における法の支配活動においてより大きな調整と一貫性を確保するために更なる取組を奨励する。この目的のために安保理は、事務総長が、紛争の影響を受けた国々に対するより効果的な支援の提供を確保するため、機関の各々の規模と能力の評価に基づく、具体的な法の支配活動のための国連システム内の役割と責任を更に明確にする、彼の取組を継続することを要請する。

安全保障理事会は、越境組織犯罪と薬物取引が世界の異なる地域において国際の安全に対する重大な脅威を与えることができることに懸念を持って留意し、これらの越境犯罪が、紛争後の国家を含む安保理の議題にある諸国の治安を脅かしかうることにも留意し、国内および国際的に適用される規範の履行、関連する国際的な長期の能力構築取組および地域的活動を通して、これらの脅威と戦うことにおける国際連合の行動並びに加盟国の行動の調整を奨励する。

安全保障理事会は、武力紛争の全ての当事者が、国際人道法の下で彼らに適用可能な義務を遵守し、文民を保護するために求められる全ての措置を講じるという安保理の呼びかけをくり返し表明し、またこれに関連して決議 1894 (2009) を想起する。

安全保障理事会は、国際人道法および人権法の重大な違反に対する刑事責任の免除に対する安保理の強い反対の立場を再確認する。安保理は、刑事責任の免除を終わらせるためおよび暴力を防止し、再発を避けまた持続的な平和、正義、真理と和解を追求するため、戦争犯罪、集団殺害、人道に対する犯罪または他の国際人道法の重大な違反に対して責任を有する者を徹底的に捜査し且つ起訴するための関連義務を遵守する国家の責任を更に強調する。

安全保障理事会は、国際社会に対する懸念である最も重大な犯罪の刑事責任の免除に対する戦いに対する、国際刑事裁判所、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内法廷の裁判部の貢献を含む 2010 年 6 月 29 日の安保理議長声明 (S/PRST/2010/11) を想起する。これに関連して安保理は、国家の各々の義務に従ったこれらの裁判所および法廷との国家の協力の重要性についての安保理の従前の呼びかけをくり返し表明する。

安全保障理事会は、人質をとることを含むソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の行為に対し責任を有する者の起訴に失敗したことは法の支配に否定的に影響することを再確認し、また海賊が責任を問われることを確保するための更なる措置を害することなしに、実質的な国際的参加および／若しくは

支援を得てソマリア並びに同地域の他国に特別海賊対策裁判所を設立することについて、緊急事項として、審議を続けるという決議 2015 (2011) に含まれた安保理の決定を想起する。

安全保障理事会は、制裁を国際の平和および安全の維持と回復における重要な道具と考える。安保理は、制裁は、明確な目的を支持して注意深く狙いが定められまた予測される不利な結果を最小限にするために注意深く計画されそして加盟国により実行されることを確実にする必要性をくり返し表明する。安保理は、公正且つ明確な手続が、制裁リストに個人や団体を載せまた削除し並びに人道的免除を与えるために存在することを確実にする責務を引き受けたままである。

安全保障理事会は、2012年9月24日に開催されることになっている国および国際レベルでの法の支配に関するハイ・レベル会合に期待しまたこの催し物に参加する安保理議長への招待を与える意図に感謝しつつ留意する。

安全保障理事会は、事務総長に対し紛争および紛争後の状況における法の支配の促進に対する国連システムの支援の効果を審議するため12か月以内にフォローアップ報告書を提出することを要請する。